

京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月29日

京都市公営企業管理者
交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第17号

京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程
京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特別休暇) 第11条 職員は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれの場合について定める期間の特別休暇を受けることができる。ただし、出産休暇及び服喪休暇に限り、特別の理由があると認められた場合は、その期間を延長することがある。 (1) (略) (2) 生理休暇 女性職員が生理のため勤務することが著しく困難な場合、1回につき3日以内の期間 (3)~(5) (略) 2~3 (略)	(特別休暇) 第11条 職員は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれの場合について定める期間の特別休暇を受けることができる。ただし、出産休暇及び服喪休暇に限り、特別の理由があると認められた場合は、その期間を延長することがある。 (1) (略) (2) <u>女性健康支援休暇</u> 女性職員が生理のため勤務することが著しく困難な場合、1回につき3日以内の期間 (3)~(5) (略) 2~3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)